

～ 森とびわ湖を結ぶ 笑顔で暮らせる豊かな農村 ～

広報

こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2015

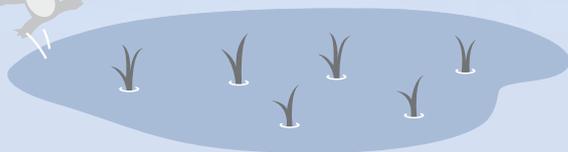


6

TOWN INFORMATION



笑顔かがやくこうらっ子



3 昔の甲良の写真を募集します

6 児童手当制度のご案内

7 子育て世帯臨時特例給付金のご案内

8 第6期甲良町介護保険事業計画の基本目標について

15 地域おこし協力隊通信 vol.03

22 7月より窓口延長業務が変わります

初夏を告げるフジの花

5月5日、在士の八幡神社一帯で「藤まつり in 在士」が開催されました。4月下旬から気温が上がり満開を迎えたフジの花が見事に咲き誇っていました。

参道には各字の屋台が立ち並び多くの人で賑わいを見せ、境内ではバルーンショーやよさこい江州、太鼓の演舞に大きな拍手が沸き起こりました。

翌6日には、郷土の英雄・藤堂高虎公の子孫である藤堂家宗家の繁栄を願う恒例の「藤切り神事」がしめやかに執り行われました。境内で切り取られ神前に供えられたフジの花は、習わしとして藤堂家に贈られています。

なお、フジは昭和52年（今から約38年前）に甲良町の花に選定されています。



お田植え祭

5月10日、法養寺の甲良神社ご神田で「お田植え祭」が行われました。古式に則り、祝詞が奏上され厳粛な空気が漂うなか、地元の小学生らが介添えの大人の手も借りてご神田に田植えを行い、早乙女として大役を果たしました。

ご神田で育てられたコメは秋に日光東照宮に献上されます。日光東照宮の大改修を法養寺出身の名匠・甲良豊後守宗廣公を筆頭とする甲良大工が手がけたことが縁となり交流が続いています。

平成の大修理の只中にある日光東照宮では今年、祀られている徳川家康公の没後400年という節目の年にあたり、年間を通して盛大な祭礼が催される予定で、今日の東照宮の礎を築いた宗廣公と甲良大工が再び脚光を浴びる一年となりそうです。



明るく元気に田植え体験

5月14日、甲良東小学校の児童が田植え体験を行いました。県内の小学校で取り組まれている「たんぼの子体験学習」の一環として行われたもので、さわやかな初夏の空の下、5年生の児童らは裸足になって田んぼに入りました。

はじめこそ泥の感触に悲鳴に似た声もあがりましたが、横一列に並んだ児童らは最後まで丁寧に苗を植えることができました。

秋の収穫に期待が膨らみ楽しく、笑顔あふれる体験となりました。



甲良町町制60周年記念式典の開催に伴い「昔の甲良町の写真」を募集します！

11月1日（日）、公民館多目的ホールにおいて、『甲良町町制60周年記念式典』を開催します。式典では、出席いただく方に昔の甲良町を知っていただきたく、「甲良町のあゆみスライドショー」を予定しています。このため昔の甲良町の写真が必要となりますので、皆様のご家庭にある写真を提供いただければ幸いです。なお、提供いただいた写真については、式典終了後に広報こうら特別号にも掲載予定です。

- ①必要な写真（概ね昭和初期から平成初期ころの写真）
 - ・昔の公共施設等（役場、小・中学校、保・幼稚園 等）
 - ・昔の甲良町の風景等（各字の風景 等）
- ②提出期限および提出先（問い合わせ先）
 - ・平成27年7月31日（金）まで
 - ・甲良町役場総務課 ☎38-3311

- ③その他
 - ・写真の提供については無償でお願いします。
 - ・お手数ですが提出の際、写真の裏面に住所、氏名、連絡先を明記ください。
 - ・返却については、使用後郵送させていただきます。

※誠に勝手なお願いではございますが、皆様のご協力、よろしくお願いします。

注）時間の都合および写真の内容等により、提供いただいた写真を使用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

情報コーナー こうら・ら・ら♪



5月5日に在士で「藤まつり」が行われました。多くの人とともに、クマバチもフジの花の蜜を求めて集まっていました。



クマバチは刺激しなければ危険なハチではありません。観察するときはお静かに。

ちょっと気になる月のはなし

6月

That's 学!

水無月（みなづき）【別名】

もとは旧暦の6月のこと。名前の由来には、地上に雨がたくさん降って天に水が無くなる月だから、という説もあります。

June（ジューン）【英語】

ジュンブライド（6月の花嫁）はこの月の名前の由来となった女神「JUNO（ユノ）」が結婚の守護神であることにちなんでいるのだとか。

アナタのおなまえなんて～？

麦の秋風（むぎのあきかぜ）

モノに名前があるように、風もさまざまな名前をもっています。

麦が黄金色に色づく刈り取りの時期を「麦秋」といい、そのころに吹く風を「麦の秋風」と呼びます。

小麦は粉にしてうどんやパンなどに加工されます。大麦は吟醸酒のグラノーラや麦茶、ビールの原料としても使われます。



天使のほほえみ

1歳のおたんじょうびおめでとう！



きたがわ みこ 北川 未琴ちゃん 6月24日生（池 寺）

平成27年8月号「天使のほほえみ」への掲載希望（H26年8月生のお子さん）の方は、6月24日（水）の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。

写真の裏にお子さんの名前（ふりがな）、生年月日、住所をご記入ください。

【問合先】企画監理課 ☎38-5061
保健福祉課 ☎38-3314



福祉医療制度について

甲良町では、受給要件に該当された方を対象に申請により『福祉医療費受給券』を交付し、医療費の個人負担を助成しています。

制度区分・受給要件は下表のとおりです。

制度区分	受給要件	自己負担
母子家庭 父子家庭	次のいずれかに該当する者が、18歳未満の児童を扶養している家庭 1. 配偶者と死別、又は離婚したものであって現に婚姻をしていない者 2. 配偶者の扶養を受けることができない者（生死が明らかでない者、海外にいる者、法令により長期にわたって拘禁されている者） 3. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 4. 婚姻によらないで、母又は父となったものであって現に婚姻をしていない者	医療費自己負担額は医療機関ごとに ○通院：月 500円 ○入院：1日 1,000円 (月額上限 14,000円) ただし、世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税の場合は自己負担額は0円となります。
重度心身障害者（児、老人）	1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 知的障害重度の者 3. 身体障害者手帳3級かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者	
一人暮らし寡婦	1. 配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある者で、ひとり暮らしの状態が1年以上継続しており、今後も継続すると見込まれる65歳未満の者	
一人暮らし高齢寡婦	1. 一人暮らし寡婦の要件に該当する者で、65歳から74歳の者	医療費の自己負担割合が1割または2割となります。ただし、ひと月あたり下記の自己負担限度額を超えた場合は申請により返金します。 外来：8,000円 入院：24,600円
65から74歳老人	1. 世帯員全員（扶養義務者を含む）が町民税非課税で、65歳から74歳の者	
乳幼児	1. 甲良町に住民票を置く未就学児童	自己負担 無
小中学生	1. 甲良町に住民票を置く小中学生	

※各区分にそれぞれ本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

○医療費の返金手続きについて

福祉医療費受給券は県内の医療機関のみ有効です。県外の医療機関を受診された場合は、一旦医療費をお支払いいただき、後日役場住民課で返金の手続きをお願いします。

<手続きに必要なもの>

- 健康保険証
- 福祉医療費受給券
- 領収書（受診者名、保険点数の記載されたもの）
- 振込先のわかるもの
- 印鑑

○高額療養費等について

福祉医療費受給券をお持ちの方の医療保険自己負担金額については、甲良町が受給者に代わり医療機関に福祉医療費自己負担金を除いて医療費を支払っています。

福祉医療制度は、「医療保険制度において返金を受けることができない医療保険自己負担金」を助成する制度であるため、「高額療養費等返還を受けることができる医療費」が発生した場合は甲良町に返金していただくこととなります。

そこで甲良町が高額療養費等について加入されている健康保険に請求するにあたり、委任状などが必要となりますので、甲良町から郵送いたします書類に記入・押印し、提出してください。

また、医療費の返金を加入されている健康保険から直接受けられた場合は、役場住民課まで連絡をお願いします。

心身障害者（児）医療費補助のお知らせ

現在、甲良町では身体障害者手帳（3級から6級）または療育手帳をお持ちの方に、医療費の一部補助を行っています。

○対象者：身体障害者手帳（3級から6級）または療育手帳をお持ちの方。

○補助金額

手帳の等級	補助金額
・身体障害者手帳3級	1か月分の医療費から、下記の自己負担額を除いた額を補助します。 医療機関ごとに 通院：月 500円 入院：1日 1,000円（月額上限 14,000円） ただし、町民税非課税世帯の方は自己負担額はありません。
・身体障害者手帳4級から6級 ・療育手帳B	1か月分の医療費から、5,000円を控除して得た額の1/2を補助します。 ただし、町民税非課税世帯の方は、対象となる医療費の1/2を補助します。

○所得制限

本人及び扶養義務者に所得制限が設けられています。

○申請手続きについて

- 医療機関、薬局の窓口で一旦医療費をお支払頂き、申請により医療費の補助を致します。
1ヶ月分の領収書をまとめて、翌月の25日までに役場住民課で申請してください。
- 補助の対象となる医療費は当該年度（4月から翌年の3月）の診療分となります。

○補助の対象とならない費用

- 健康保険や他の制度により払戻しを受ける事ができる医療費（高額療養費、附加給付等）
- 健康保険の保険給付の対象とならない費用（予防接種代、部屋代、食事代、オムツ代等）

○持参していただくもの

- 健康保険証 ・ 印鑑 ・ 振込先のわかるもの
- 領収書（受診者氏名・保険点数の記載されたもの。コピーでも可能ですが、申請時に原本も一緒に持ってきてください。）
- 医療費補助資格認定証
認定をうけられていない方は、**補助を受けようとする診療月以前に**印鑑、障害者手帳、健康保険証をお持ちの上、**役場住民課で申請してください。**

児童手当制度のご案内

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに父母等保護者に支給するものです。

1. 児童手当について

○**支給対象** 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○ 支給額	児童の年齢	児童手当の額（1人あたり月額）
	3歳未満	一律 15,000円
	3歳以上 小学校修了前	10,000円 （第3子以降は15,000円）
	中学生	一律 10,000円
	所得制限限度額以上	一律 5,000円



○**支払時期**：原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれ前月分までの手当を支給します。

2. 現況届について（毎年6月に提出）

忘れないで！

○**現況届について**

6月分以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降も引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうか確認するためのものです。

この届出がないと6月以降の支払いが受けられなくなりますので、ご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

- 請求者が被用者（サラリーマンなど）の場合
→健康保険被保険者証の写し（勤務先名記載）など
- 平成27年1月1日に甲良町に住民登録がなかった方
→前住所地の市町村長が発行する
児童手当用所得証明書（平成26年分）
この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

○**提出期間**：平成27年6月末まで

3. その他の届出

こんな時は15日以内に申請が必要です！

- お子さんが生まれた時
- 児童を養育しなくなった時
- 児童の住所が変わった時
- 他の市区町村に住所が変わった時
- 公務員になった時
- 振込先の口座が変わった時



【問合せ先】 住民課 ☎38-5063

子育て世帯臨時特例給付金のご案内

子育て世帯臨時特例給付金について

①支給対象者

平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）を受給される方が対象です。

※特例給付（児童を養育している方の所得が児童手当の所得制限限度額以上の場合に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談下さい。

②対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

③支給額

対象児童1人につき 3,000円

④基準日

平成27年5月31日

⑤申請方法

平成27年6月にお送りする児童手当の現況届の下欄にある「子育て世帯臨時特例給付金 申請書（請求書）」に必要事項を記入の上、役場住民課に提出して下さい。

⑥提出書類

申請書（児童手当の現況届の下欄）
※給付金の受取方法については、児童手当振込口座への振込となります。



子育て世帯臨時特例給付金のご注意

- 「1. 支援対象者」の要件に当てはまらない方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、甲良町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。
- 公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が甲良町にある方が対象です（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください）。



参考

児童手当所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、児童手当法の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署（または警察相談専用電話 [#9110]）にご連絡ください。

●子育て世帯臨時特例給付金の制度に関するお問い合わせは、

厚生労働省専用ダイヤル ☎0570-037-192 へ

【問合せ先】 住民課 ☎38-5063

第6期甲良町介護保険事業計画の基本目標について

第6期介護保険事業計画は、“団塊の世代”が75歳以上を迎える平成37（2025）年に向けた中長期的な視点に立ち、第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）から導入された『地域包括ケア』の実現と在宅医療・介護連携をさらに進める最初の計画期間に位置づけています。

本計画は、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、県の計画や方針を反映し、本町の総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進を図る指針となります。

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間です。

基本目標

住み慣れた地域で安心して健康に暮らせる環境づくり

基本目標を具体化する5つの視点

- 高齢者がいつまでも暮らしやすい地域づくり
- 高齢者の生きがいづくり
- 介護保険サービスの充実
- 健康づくり・介護予防の推進
- 高齢者の尊厳保持



重点施策

①地域包括ケアシステムの確立・充実

高齢者支援拠点となる地域包括支援センターの機能強化を中心に、地域ぐるみの支援体制、見守り体制づくり、連絡会議等の運営などに努めます。

②認知症・うつ予防の促進、認知症高齢者支援の充実

「うつリスク」のある高齢者が潜在的に多くみられることから、うつの早期発見・早期対策、認知症の予防対策、認知症高齢者や家族への福祉・医療連携による支援、住民への啓発活動、地域の高齢者を支える人材の確保・育成に努めます。

③保健活動を中心とした健康増進・介護予防対策の推進

高齢者の健康状態の維持・管理・向上につながるよう、肥満の予防を中心とした健康増進・介護予防対策の推進に努めます。

④緊急時の高齢者支援体制の充実

災害発生時に速やかに高齢者を含む避難行動要支援者（自力での避難が困難な方）の生命の安全を確保するとともに、避難場所において生活や介護サービス確保の体制の充実に努めます。

施設整備計画

○町内に小規模多機能型居宅介護施設の整備を一ヶ所計画しています。

6月介護予防教室開催一覧

教室名	開催時間	開催日時
☆転倒予防教室 A チーム	午後1時30分～3時	隔週 木曜日 11日 25日
B チーム	午前10時～11時30分	隔週 金曜日 12日 26日
☆筋力トレーニング教室	午後1時30分～3時30分	毎週 火曜日 金曜日 2日からスタート
☆火曜サロン	午前9時30分～11時30分	毎週 火曜日 2日 9日 16日 23日
☆木曜サロン	午前9時30分～1時30分	毎週 木曜日 4日 11日 18日 25日
☆脳力塾	午後1時30分～3時	隔週 水曜日 10日 24日
☆はつらつルーム一般開放	午前9時～12時	毎日（土・日・祝日除く）
	午後13時～17時	毎日（土・日・祝日除く）

☆開催場所はすべてほっと館です。

☎ 参加申し込みは、甲良町地域包括支援センター（☎38-5161）まで！



カフェ よってっ亭

介護者の方や近頃物忘れが気になる方、お昼間1人で退屈な方など、どなたでもカフェに来て頂き皆様の交流の場や癒しの場としてご利用ください。

★開店日：6月16日（火） 毎月第3火曜日

★開店時間：10：30～15：00

★場 所：グループホームらくらく（甲良西小学校プール横）



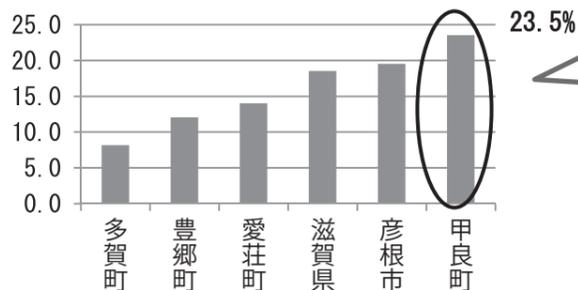
【問合せ先】 甲良町グループホームらくらく ☎38-8182 (担当 米谷・山口)

6月4日から10日は「歯と口の健康週間」です

甲良町は、むし歯（う歯）のある子どもが多いです！



3歳児健診でむし歯のある子ども（平成25年度）



乳歯（にゅうし）がはえそろった3歳児
甲良町の子ども 4人に1人
むし歯があります！

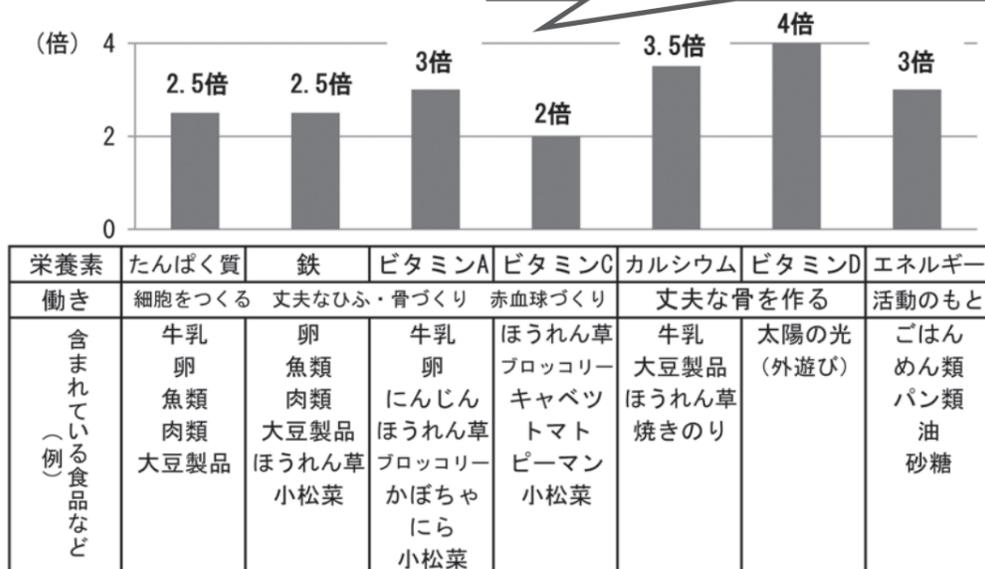
- <むし歯の原因は・・・>
- ・ 歯の質
 - ・ むし歯
 - ・ 食事のかたより

甲良町の子どもたちの食生活をみると・・・

- ・ 朝食や昼食がパンやめん類だけ
- ・ 欲しがる時に欲しがるものを与えたら食べになっている という傾向がみられます。

< 幼児の1日の栄養素の必要量 >

大人の必要量を1として比べると・・・



働き	たんぱく質	鉄	ビタミンA	ビタミンC	カルシウム	ビタミンD	エネルギー
細胞をつくる	牛乳	丈夫なひふ・骨づくり	牛乳	赤血球づくり	丈夫な骨を作る	太陽の光 (外遊び)	活動のもと
含まれている食品など (例)	牛乳 卵 魚類 肉類 大豆製品	卵 魚類 肉類 大豆製品 ほうれん草 小松菜	牛乳 卵 にんじん ほうれん草 プロッコリー かぼちゃ 小松菜	ほうれん草 プロッコリー キャベツ トマト ピーマン 小松菜	牛乳 大豆製品 ほうれん草 焼きのり		ごはん めん類 パン類 油 砂糖

甲良町の子ども達に不足しがちな食品！

からだをつくるのに必要な栄養素は、少なくとも大人の2倍、多いものだと大人の4倍必要になります。からだは小さいですが、体重1kgあたりで比較すると大人より多く必要としています。上の表でよく食べる食品に「○」をつけてみましょう。

摂っている栄養素にかたよりはありますか？

元気なからだをつくるために、バランスの良い食事を摂りましょう！

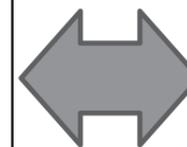


教科書が無償って当たり前？

現在では義務教育で使われている教科書は、「教科書無償給与制度」により無償配布になっていますが、1962年に法律が出来るまでは教科書を買っていたのです。

【1960年頃の物価の様子】

当時の教科書を1学年分一式そろえるのに・・・
小学校の教科書約 700円
中学校の教科書約 1,200円必要でした。



カレーライス 110円
ビール(大瓶) 115円
牛乳(瓶) 12円
菓子パン 10円
(それぞれ当時の平均の物価です)

教科書無償化に向けた闘い

～すべての子どもに教科書を～

なかなか教科書を買そろえることができず、古い教科書を譲ってもらうなど新学期を迎える前になると、母親たちは苦勞していました。被差別部落の人々はさらに大変でした。それは差別のために安定した仕事に就けず苦しい生活をしいられていたからです。

「毎日の生活を何とかしたい」そんな思いもあり、当時、高知県高知市長浜地区の母親たちは、学校の先生たちと学習会をしていました。そこで憲法について学習する中で、第26条が問題となり、その意義を実現するため、1961年「義務教育教科書をタダにする会」を結成し、運動を続けていきました。

この運動に賛同する人々の輪も全国に広がり、1963年「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」ができ、段階を経て、1966年には小学校全学年、1969年には中学校が無償となりました。

無償と言いながら教科書を買うのはおかしい？

「教科書が無償に」が目的でなく、すべての子どもに等しく教育を受けさせてやりたい。

日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。



この運動にかかわった人々にはどれほど強い思いや願いがあったのでしょうか？
「教科書が無償」は決して当たり前ではなく、多くの人の努力があったからこそ実現し、現在の私たちの生活を支え、すべての人の幸せにつながっているのです。

大津地方法務局と滋賀県人権擁護委員連合会では、小学生・中学生・高校生等の悩みごとや心配ごと、また、子どものことで悩んでおられるご家族等からの相談に電話で応じます。

相談は無料、秘密は厳守します。

- ★期間 6月22日(月)～6月28日(日)
- ★時間 午前8時30分～午後7時(土・日は午前10時～午後5時)
- ★相談内容 いじめ、体罰、不登校、虐待など、子どもの人権にかかわる問題について
- ★相談担当者 法務局職員及び人権擁護委員
- ★問い合わせ先 → 大津地方法務局人権擁護課 (☎077-522-4673)

フリーダイヤル ぜろぜろななのひゃくとうばん
0120-007-110



し尿収集カレンダー【平成27年7月】

日(曜日)	午前/集落	午後/集落
1日(水)	呉竹①	呉竹①
2日(木)	—	不定期
3日(金)	小川原①・呉竹①	小川原①・呉竹①
6日(月)	小川原①・呉竹①	—
7日(火)	尼子①・呉竹①	尼子①・呉竹①
8日(水)	長寺西①・長寺東①	長寺西①・長寺東①
9日(木)	長寺西①・長寺東①	不定期
13日(月)	法養寺①②	法養寺①②
14日(火)	下之郷②・正楽寺①③・横関②③	下之郷②・正楽寺①③・横関②③
17日(金)	北落①②③・在士①	北落①②③・在士①
21日(火)	池寺①②・呉竹①	池寺①②・呉竹①
22日(水)	金屋①②③	金屋①②③
24日(金)	長寺西②・長寺東②	長寺西②・長寺東②
27日(月)	長寺西②・長寺東②	不定期
28日(火)	小川原②③・呉竹②③	小川原②③・呉竹②③
31日(金)	長寺西③・長寺東③	長寺西③・長寺東③

※不定期でお申込みの方は、原則として不定期日での収集となります。
 ※集落名の後にある○印の数字は、お申込みいただいた収集回数を表示しています。
 ①は1ヶ月に1回、②は2ヶ月に1回、③は3ヶ月に1回でのお申込みを表し、「呉竹①」とある場合は1ヶ月に1回で申込みいただいた呉竹のお宅を収集させていただきます。
 なお、収集予定のない集落等については、翌月以降の収集となります。
 ※1月に2回でお申込みの場合は、原則1回目を同集落の月1回と同じ日に、2回目を1回目の15日後(2～3日は前後します)に収集させていただきます。

平成27年度家庭ごみ収集カレンダー

東学区 6月11日(木)は「燃やすごみ」と「ビン・ペットボトル」です。
 西学区 6月12日(金)は「燃やすごみ」と「ビン・ペットボトル」です。

「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」

6月1日から1週間は水道週間です。みなさんも大切な水道水について考えてみてはいかがでしょうか。

みなさんの毎日の暮らしが快適に過ごせるよう、水道の水を上手に使ってください。

甲良町では、安全でおいしい水を供給するため、水道法に基づき定期的に水質検査を実施しています。



メーター検針にご協力を

水道のメーター検針を毎月、月初めに行っています。ご使用になった水量を正確に検針して水道料金を算定いたします。水量の読み間違い等がないようにするため、水道メーター付近には、物を置かないなどのご協力を宜しくお願いいたします。

水道料金の口座振替はお済みですか？

皆さんは水道料金の口座振替の手続きはお済みでしょうか？

ただ今、建設水道課では水道料金を口座振替にして頂けるよう推進しています。

まだ、お済みでない方・手続き等でお困りの方は、最寄りの金融機関または建設水道課までお越し下さい。

ご協力をお願いいたします。

水道料金の口座振替について・・・

甲良町では、水道料金を口座振替によりお支払い頂いている方には、毎月月末(※注 月末が土・日・祭日等の場合は翌月の最初の平日)が引落日となっておりますので、引落日までに口座の残高を確認のうえ入金して頂きますようお願いいたします。

なお、月末に引落しが出来なかった場合につきましては、毎月15日が再度引落日となっておりますのでご協力をお願いいたします。

宅内の漏水のチェックを！

漏水の発見方法は、まず家中のすべての蛇口を閉め、水道メーター内の『パイロット』を確認して下さい。

パイロットが少しでも回転していればどこかで水が漏れている証拠です。

すぐに、町の指定給水装置事業者に修理を依頼して下さい。

なお、甲良町給水装置事業者の名簿一覧表は、役場建設水道課および町ホームページにあります。

こんな時は、水道の手続きを忘れずに

- ① 転居・転出などで使用を中止する場合
- ② 新たに、給水を開始する場合
- ③ 水道使用者の死亡等で名義変更する場合

① ③ につきましては、役場建設水道課の窓口へ



パイロット

4月23日、甲良町公民館2階多目的ホールで、各集落区長さんとむらづくり委員長さんで構成される「甲良町まちづくり協議会」が開催されました。

このまちづくり協議会は、甲良町まちづくり条例で定められているもので、各集落むらづくり活動の情報交換や、まちづくりに関して町への提案などが行われます。

今年度第1回目となる今回は、町長から委嘱状の交付が行われ、会長に西澤康寛さん（在士むらづくり委員長）、副会長に寺本純二さん（長寺西むらづくり委員長）が選出されました。

行政からの情報提供では、企画監理課から「まちづくり協議会の設置趣旨や本年度の取り組み」、「世代をつなぐ集落の元気づくり交付金制度」や「世代をつなぐせせらぎ遊園再生事業補助金制度」、「コミュニティ助成金制度」、「甲良町人口ビジョンおよび甲良町版地方総合戦略の策定」についての説明が行われました。

特に、「甲良町版地方総合戦略」は、人口減少問題に立ち向かうためあらゆる分野において支援策を検討し、今後5年間の戦略を策定する重要なものです。



第92回春花壇コンクール

5月14日、第92回春花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、さらに子どもたちが毎日つけている観察日誌等を参考に審査されました。

今年は何の字も3色のパンジーがきめ細かに配置され、富士山やハートの形など斬新で華やかなデザインが目を見せました。除草や水やりなどの管理も行き届いていました。観察日誌も絵や写真を交えて工夫されており、子どもたちの日頃の熱心な取り組みの様子がうかがえました。受賞少年団は以下のとおりです。

最優秀賞 正楽寺少年団 優秀賞 在士少年団 長寺西少年団
努力賞 下之郷少年団 北落少年団 奨励賞 横関少年団



最優秀賞 正楽寺少年団



優秀賞 在士少年団



優秀賞 長寺西少年団

地域おこし協力隊通信 Vol.03

甲良町地域おこし協力隊
宮永 幸則 中屋佐知子 岸本 裕斗

地域おこし協力隊が3人になりました！

4月30日に、第2期地域おこし協力隊員・岸本 裕斗隊員を含めて、第1期の宮永 幸則隊員、中屋 佐知子隊員の3人に、北川豊昭町長から今年度の委嘱状をいただきました！

これで、5月1日より甲良町地域おこし協力隊は3人体制となります。今後は、それぞれ個別の活動はもちろん、3人で協力し合っただけの活動も視野に入れ、町の皆さんとともに甲良町をどんどん盛り上げていけるよう、頑張っていきたいと思っております！

これから、いろいろとご指導いただいたり、ご協力を願うこともあろうかと思っておりますので、その際には、どうぞよろしくお願いいたします。



新隊員の岸本 裕斗さんより一言



はじめまして。岸本 裕斗（きしもと ゆうと）です。観光の専門学校を卒業後、海外を半年ほど巡り、鹿児島から北海道まで歩くなど日本という国への現状理解を深めてまいりました。その中で学んだ事を甲良町発展に活かせるのではないかと思います。この度、甲良町への協力隊員に応募し、5月1日より地域おこし協力隊員として町長より委嘱頂きました。今後は金屋に住まいを移し甲良町の発展に従事していきます。

私が甲良町発展の指針としてあげたものは3つあります。

- ①農業の振興
- ②害獣駆除による耕作意欲低下を防ぐ
- ③観光の推進

以上3つにおいてほぼ素人ですが、昨年より協力隊員として従事されている宮永・中屋両隊員と協力し甲良町を盛り上げていきます。はじめのうちは慣れない事が多く、地域に馴染むまで時間もかかるとは思いますが、精一杯やりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今さらかも
しませんが (^_^;)

地域おこし協力隊ってなあに？

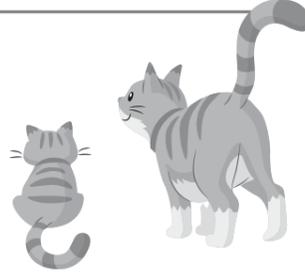
総務省のホームページによれば、『都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組』とあります。

つまり、地域おこし協力隊とは、町の皆さんが行う地域おこしや地域の為の活動をお手伝いさせていただいたり、自ら町の魅力をPRしたりしながら、隊員それぞれが期限切れとなる3年後の定住(起業などによる生活基盤の確保)に向けて頑張っていく、という制度なのです。

ねこを飼っている方へ

必ず守りましょう

- ① 飼い主が分かるようにしましょう！（名札、首輪などの装着）
- ② 不幸な命を増やさないため、**不妊・去勢手術**をしましょう！
- ③ **飼ったら最後まで飼育**しましょう！



特に！！

- ① **屋内飼育**に努めること。
（やむを得ず屋内飼育できない場合には、不妊・去勢手術により繁殖制限を行うこと。）
- ② やむを得ず飼えなくなった場合は、新しい飼い主を見つけるよう努めること。

屋内飼育の利点！！

- 交通事故などの不慮の事故を防止できます。
- ウイルス・細菌感染を防止できます。
（猫エイズや猫白血病などの感染を防止できます。）
- 糞や尿による近隣トラブルを防止できます。

野良猫を生み出す最大の原因は、**放し飼いと不妊去勢手術の未実施**です!!

【問合先】（一財）滋賀県動物保護管理協会 ☎0748-75-6522

戦没者等のご遺族の皆さまへ
第十回特別弔慰金が支給されます

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。
第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間 平成27年4月1日から平成30年4月2日
（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

○請求窓口 住民課

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

【問合先】 県健康福祉政策課 ☎077-528-3514 住民課 ☎38-5063

彦根愛知犬上地域の新ごみ処理施設の
建設候補地公募予告について

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町で構成する彦根愛知犬上広域行政組合では、処理施設の老朽化に伴い、広域での新しいごみ処理施設の建設計画を進めています。その建設用地については、**平成27年10月頃から公募**を始める予定をしています。

今後は、昨年12月に立ち上げました彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会において公開のもと、公募条件や公募方法を検討していくほか、応募された候補地については、ご意見をお聞きしながら進めていきます。

新しいごみ処理施設は、高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより環境負荷の低減が図れるだけでなく、熱エネルギー供給施設として、温水利用や発電施設として活用し、災害時には、防災の拠点施設となる堅牢で安全性に十分配慮した施設としていきます。

■湖東圏域のごみ処理施設の現状と今後の方向

彦根市	愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町
【可燃ごみ処理施設】 清掃センター ごみ焼却場 【粗大ごみ・資源ごみ等処理施設】 清掃センター 粗大ごみ処理場資源化施設	【可燃ごみ処理施設】 リバーセンター 【粗大ごみ・資源ごみ等処理施設】 委託処理



彦根愛知犬上広域行政組合

●熱エネルギー回収施設(ごみ焼却施設) ●リサイクルセンター(マテリアルリサイクル施設)

■新しいごみ処理施設建設用地募集の概要について（予定）

- ① 建設予定施設 熱エネルギー回収施設（ごみ焼却施設）、リサイクルセンター（マテリアルリサイクル施設）
- ② 公募地域 彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の地域
- ③ 用地面積 概ね4ha～5ha
- ④ 応募できる方 地元自治会、地権者など
- ⑤ 募集期間 10ヶ月程度を予定
- ⑥ 地域振興策 候補地の「まちづくり支援」として、地域振興策、地域活性化事業のメニューなどを検討しています。

※マテリアルリサイクルとは資源ごみ等を再生利用することです。



【問合先】 〒529-1161 犬上郡豊郷町四十九院1252
豊栄のさと内【彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室】
☎35-0015 FAX35-4711

甲良町墓地公園の墓地販売中

甲良町墓地公園は、琵琶湖を一望できる高台にあり、お参りに来られた際も絶景とともにご先祖様との再会を楽しむことができます。また、霊園高台の下には子どもたちが楽しめる公園もあります。

購入希望の方はお早めに申し込んで下さい。

1. 申し込みができる方 町内・町外の方どなたでも申し込みできます。
2. 申し込みの受付 受付時間…8時30分から17時15分
(祝日を除く月曜日から金曜日)
受付場所…役場住民課 (☎38-5063)
3. 使用料 永代使用料 230,000円 (町内の方及び甲良町出身者)
300,000円 (町外の方)
管理料 1,200円/年 面積 4㎡ (2m × 2m)
4. 墓地の所在地 甲良町大字池寺西ケ岡1232番地9 (甲良町総合運動公園内)
5. 必要なもの 甲良町墓地公園使用許可申請書 …1通
住民票記載事項証明書 ……………1通
印鑑



紫雲苑改築工事に伴う駐車場等お願いについて

平成26年度から平成27年度の2ヵ年、広域斎場紫雲苑の改築工事を施工しており工事期間中、利用者の皆様に何かとご不便をおかけしております。

現在、新たな火葬炉棟(第1期工事)での火葬業務を7月1日から行えるよう準備をすすめております。

そこで本年度着工の既存待合棟の解体工事を含む新たな待合棟工事(第2期工事)に伴い利用者の方々の進入路および駐車場の位置が変更となります。

皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、駐車場配置の詳細については、市町の火葬許可書発行時に配布します。

○駐車場スペース(一火葬あたり)

会葬時 → 遺族バス2台分(縦9m、幅3m)、導師(乗用車1台分)、霊柩車(1台分)
(※バス・乗用車の駐車スペースが狭いため、バスは7月から8月の1ヶ月はマイクロバスのみとさせていただきます。)

収骨時 → 乗用車1台分

○待合(待機)していただく場所がないので、会葬または収骨に来られた方は、職員の指示に従って行動してください。

【問合先】 彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑 ☎48-1318 FAX48-1891

平成27年度 国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)のご案内

人事院では高校卒業(見込)者を対象に国家公務員採用試験を行います。

募集職種	事務、技術、農業、農業土木、林業
受験資格	①平成27年4月1日において高等学校または中等教育学校卒業の翌日から起算して2年を経過していない者。および、平成28年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの者。 ②人事院が①に準じていると認める者。
申込受付期間	◎インターネット 6月22日(月)～7月1日(水) ◎郵送または持参 6月22日(月)～6月24日(水)
第一次試験日	9月6日(日)
試験地	京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、田辺市
その他	◎受験案内は以下のホームページに掲載しています。 (HP) http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm ◎問い合わせ先 人事院近畿事務局(試験第二係) 〒553-8513 大阪市福島区福島1-1-60 ☎06-4796-2191

危険物安全週間

犬上分署 ☎38-3130



毎年6月の第2週の日曜日から土曜日までの一週間が危険物安全週間です。

これは、日本で石油類をはじめとする危険物の取扱いや貯蔵する事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、気温が高くなり危険物の火災が多くなる夏季を前に、6月初旬に啓発活動を行うために定められたものです。

私たちの身近な危険物

ガソリン、灯油等は、私たちの生活には欠かせない大変便利なものです。しかし、ちょっとした不注意で火災や漏洩事故を引き起こし、尊い生命や財産を一瞬にして奪い去ってしまう大変危険なものでもあります。

危険物を取り扱う場合には、細心の注意を払い、安全な取り扱いに努めてください。

ガソリンの危険性

ガソリンは、液温がマイナス40℃以上で気化し、小さな火でも引火して爆発的に燃えます。ライターなどの裸火はもちろんのこと、静電気、衝撃の火花でも引火する危険性があります。

灯油、軽油の危険性

ガソリンほど揮発性(気化すること)は高くありませんが、液温が40℃前後になると気化して引火しやすくなります。いったん火がつくと消火が困難で、大きな火災になる危険性があります。

保管時の注意事項

ガソリンや灯油は、消防法令で定められた容器に保管してください。

ガソリンはプラスチックを溶かす性質をもっています。また、ポリ容器は静電気が発生しやすいこと等から危険性が非常に高いのでガソリン携行缶(金属製)を使用し、灯油用ポリ容器等へ絶対にガソリンを入れないでください。

また、最近はセルフ式ガソリンスタンドの大幅な増加に伴い、セルフスタンドを利用される方が多くなり、今まで危険物を取り扱う機会が全くなかった人もガソリンを給油されています。このため、セルフスタンドの構造、操作方法、危険物の性状などについて熟知されていない利用者の人為的なミスで、静電気による火災、吹きこぼれなどの事故が発生しています。

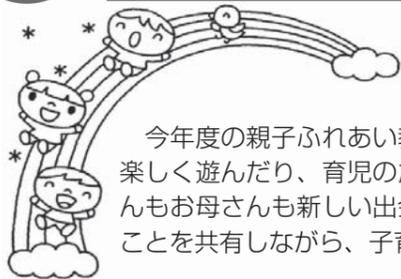
セルフスタンドを利用する場合は、従業員だけでなく一人ひとりの利用者がガソリン等の危険性を十分に認識し、正しい給油方法を実施していただくことが大切です。

セルフスタンドでの事故を未然に防止するために、次のことに注意してください。

- (1) 給油時は、くわえタバコなど喫煙や火気の使用は絶対しない。
- (2) 停車したら、必ずエンジンを停止しサイドブレーキをしっかりと引く。
- (3) 給油前には、必ず自動車のドア・窓を閉める。
- (4) 静電気除去のため、作業前には必ず静電気除去シートに触れる。静電気が帯電したまま給油作業をすると、静電気火花が発生しガソリン蒸気に引火する恐れがあります。



ほっと館へようこそ!



お待たせしました! 親子ふれあい教室がリニューアルして始まります!

今年度の親子ふれあい教室は、東西学区合同で開催します。教室名も新しくなりました。親子で楽しく遊んだり、育児のためのお話を聞いたり、内容もいろいろと計画しています。また、お子さんもお母さんも新しい出会いがあります。友達の輪を広げて、子育ての喜びや悩みなど感じていることを共有しながら、子育てを楽しみましょう。

6月の	年齢	教室名	開催日	開催時間・開催場所
親子ふれあい教室	0歳児	こあら教室	5日(金)	10:00~11:30 子育て支援センター
	1歳児	うさぎ教室	19日(金)	
	2・3歳児	ぺんぎん教室	22日(月)	

教室の内容等のお問合せ・参加申込みは下記の子育て支援センターまでお願いします。

みんなあつまれ!

ほっと館フェスタ 夏まつり



日時 7月3日(金) 10:00~11:30 (受付 9:45~)
場所 子育て支援センター
対象 甲良町在住の未就園のお子さんと保護者(または、保護者に代わる方)
持ち物 水筒・ぼうし・プール用パンツ・タオル・着替え・オムツ等
内容 プール・しゃぼん玉・ヨーヨーすくい・手型コーナーなど水と親しむ楽しいコーナーを用意しています。赤ちゃん用のコーナーも用意しますので、ぜひ、お越し下さい。

ぽかぽかタイム 七夕飾りを作ろう!

織姫と彦星が会えるように願いをこめてかわいい七夕飾りを作ります。

日時 6月15日(月)
10:00~11:00

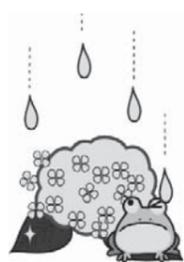
対象 未就園のお子さんと保護者
又は保護者に代わる方

持ち物 水筒など

*材料は支援センターで用意します。

参加自由です。

6月のひろばの お知らせ



出前あそびのひろば(参加費無料)

皆さんのお近くに子育て支援センターの保育士が出向いて親子遊びをします。

西学区 呉竹地域総合センター

日時 6月 9日(火)

東学区 長寺地域総合センター

日時 6月24日(水)

時間は両日とも10:00~11:30です。

対象 甲良町在住の未就園児と保護者、
又は保護者に代わる方

持ち物 水筒など

ぜひ、ご参加ください!

参加申込みが必要です。

平成27年度 甲良町児童クラブ夏休みの入所について

今年度も下記の内容にて甲良町児童クラブ夏休みの入所を受け付けます。詳しくは、学校を通して案内を配布しますのでご確認ください。申込に必要な書類は東西児童クラブ・子育て支援センターでお渡ししますので、期限までに提出してください。 **申込締切日 6月15日(月)**

対象児童 本町の小学校に在籍している児童(1年生~6年生)で、保護者が昼間家庭にいない児童。

実施場所 甲良町東児童クラブ(甲良町東小学校隣) 甲良町横関157-1

甲良町西児童クラブ(甲良町西小学校内) 甲良町在土625

実施期間 平成27年7月17日~平成27年9月1日 月曜日~土曜日(午前8時~午後6時)

申込場所 東西児童クラブ、または、子育て支援センター

【問合せ先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎38-8003

図書館に行こう♪

~カメラを持って出かけよう~



6月1日は写真の日。1841年6月1日、島津藩(鹿児島県)の蘭学者がオランダから入ってきた写真機で藩主を撮影し、写真とともにカメラを献上したといわれています。(その後の調査でこれらの事柄が誤りであることが確認されていますが、日本写真協会は引き続き6月1日を「写真の日」と制定しています。)写真は記録であり、また写し手の心を表す芸術でもあります。撮ること、見ることを楽しめる本を集めました。どうぞご利用ください。

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

…休館日

【開館時間】
水~金 10:00~18:00
土・日 10:00~17:00



『まりこ先生が教えるイチバンやさしい写真の教室』

山本 まりこ/著《インプレス》
明るさ、色あい、ぼけ具合、やわらかさ、それらの設定の仕方や撮り方で、写真の表現方法は無限に広がります。写真を自分色に染めてみましょう!



『女性誌カメラマンに習うおしゃれな写真の撮り方』

ジョルニ編集部/編《実業之日本社》
ライフスタイル誌で活躍している3人のカメラマンによる撮影テクニックをカラーページで紹介! 料理、人物、自然や街の風景がドラマチックに変わります。



『デジタル一眼お悩み解決Q&A130』

金森 玲奈 他/監修《インプレスジャパン》
デジタル一眼の各機能の使い方を、Q&A形式で解説します。



『針穴写真を撮る』

田所 美恵子/監修《雄鶏社》
レンズのかわりに針の穴のように小さな開口部から暗い箱の中に光を採り込んで撮影する「針穴写真」、別名「ピンホール写真」。じっくり時間をかけて1枚の写真を作り上げる楽しさを紹介します。



『スクラップブックング』

mick+chalk/著《文化出版局》
写真は現像しても束ねたまま、もしくはデータのまま…。それではもったいない! 身近に置き、いつでも何度でも楽しめるスクラップの方法を紹介します。



『うちゅうの目』

まど みちお/詩《フォイル》
おならはえらいでできたとききちゃんとあいさつする こんにちはでもあり さようならでもあるあいさつを(「おならはえらい」より) 素敵な写真とともに、まど・みちおの詩を味わえる1冊。滋賀県出身の写真家・川内倫子さんの写真も掲載されています。



『おじいちゃんは水のおいしがした』

今森 光彦/著《偕成社》
滋賀県生まれの写真家・今森光彦さんが、琵琶湖にそそぎこむ川のほとりで漁をする田中三五郎さんに出会いました。琵琶湖、水路、かばた(川端)とともに生きる暮らしを活写した写真集。



『50グレイテストフォトグラフ』

武内 太一/編
《日経ナショナルジオグラフィック社》
月刊誌「ナショナル ジオグラフィック」の誌面を飾った膨大な写真の中から傑作写真50点を収録。傑作写真に秘められた撮影時のエピソードなどを、写真家自らが紹介します。

6月の催し物 *図書館の行事は全て無料です。

13日(土)11:00~11:30

おはなし会

19日(金)11:00~11:30

ぴよぴよよこのおはなし会

27日(土)14:00~16:16

名作映画会
「小さいうち」(136分)

28日(日)14:00~15:09

子どもえいが会
「日本の昔ばなし~三つの斧」(69分)



『好奇心ガール、いま97歳』

笹本 恒子/著《小学館》
人も運も明るいところ集まる。もういくつかわなんて考えたらおしまい。26歳で日本初の女性報道写真家になった現役写真家の著者がつづる、しあわせな生き方のヒント。

<6月の展示>
東保育センター5歳児 作品展
6月3日(水)~6月28日(日)

平成27年7月より窓口延長業務が変わります。

住民課で取り扱う窓口延長業務

- 住民票・戸籍の謄本・抄本の交付
- 印鑑登録と証明書の交付

※異動業務(転入・転出等)は窓口延長では受付できませんので、ご注意ください。

(現 行) 第1・3の木曜日

(変更後) 第3の木曜日

※年末年始、祝祭日は除く

税務課で取り扱う窓口延長業務

- 所得・評価・納税の証明書交付
- 各税金の納付

6月で窓口延長業務を終了します

国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

【問合せ先】 彦根年金事務所 ☎23-1116

江州音頭フェスタ inしが2015開催!



予選会: 7月 5日(日) 13:30~

発表会: 7月12日(日) 13:30~

☆両日とも入場無料! 出演者大募集中です!!

会 場: 県立男女共同参画センター・大ホール
(近江八幡市鷹飼町80-4)

主 催: 滋賀県江州音頭普及会、
江州音頭フェスタinしが実行委員会



【問合せ先】 県江州音頭普及協会事務局 ☎077-528-3740 (県庁内観光交流局)

温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://izumi21.net/> 営業時間 12:45~20:00

《水泳教室受講手続き》
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。
※詳しくは、問合先までご連絡下さい。

水泳教室生徒大募集!! 定員になる前に来てネ!

ジュニアスイミング教室 [4歳から小学生まで]

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。 ◎受講料:4,000円

曜日・時間	対象	募集
水曜日 午後5時~6時	4歳~未就学児	10名
水曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	3名
金曜日 午後5時~6時	小学1~2年生	5名
金曜日 午後6時~7時	小学3~4年生	5名
土曜日 午後3時~4時	4歳~未就学児	3名
土曜日 午後4時~5時	小学1~2年生	5名
土曜日 午後5時~6時	小学3~4年生	5名
土曜日 午後6時~7時	小学5~6年生	5名

長期アルバイト募集!! 数名

プール監視員
※主な仕事内容は、その場の安全確認を常に行うという仕事になります。その他、簡単な清掃・片付けなど。

◎資格 18歳(高卒以上)~35歳くらいまで
◎時間 1)13:00~22:00 2)17:00~22:00 3)13:00~18:00
シフト制 **平日のみ、土日のみ** など応相談!!
◎時給 750円~
◎休日 火曜日(7・8月は除く)
◎その他 ユニホーム貸与、交通費支給(当社規定)、マイカー通勤可

短期(6~8月)も同時募集 **まずはお気軽にお電話下さい。**

香良の湯
広いお風呂でのんびり入浴
心も体もしっかり温まり
休憩所でごゆっくり
利用料 1回につき
◎大人 250円(中学生以上)
◎小人 150円(小学生)
※身体障害者手帳をお持ちの方は各利用料が割引となります。
シルバーデイ(毎週金曜日)
※甲良町にお住まいの65歳以上の方は無料となります。

【問合せ先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155 ※温水プール・香良の湯の施設には、エレベーターはございません。階段でのご利用となります。

道の駅 せせらぎの里こうら

<営業日> 年中無休
(※12月31日~1月3日までは休み)

<営業時間> 午前9時~午後6時

<電話番号> 38-2744

いよいよ梅雨の時期に突入です。路面が濡れているときは、いつもよりスピードを控えめに!また、タイヤの溝が基準を超えてすり減っていないか運転前にしっかり点検しましょう。

ひこね市文化プラザ 発売中のおすすめイベント

宝塚歌劇星組全国ツアー公演
平成27年6月30日(火) グランドホール
昼公演 14:00開演 13:30開場
夜公演 18:00開演 17:30開場

宝塚歌劇星組次期トップ、北翔海莉(ほくしょうかいり)・妃海風(ひなみふう)のお披露目公演。星組が丸となって贈る愛と冒険のミュージカル・ロマンと、美しく心弾むメロディーに合せ、愛にまつわるエピソードを描き、人生の生きた喜びや哀愁を謳い上げるレビュー。

【全席指定】 一般S席 7,300円 A席 5,500円
高齢者(65歳以上)/学生(大学生以下) 一般以外はひこね市文化プラザ窓口のみ。証明できるものをご持参ください。
高齢者・障がい者・学生 S席 6,570円 A席 4,950円 ※未就学児入場不可

松竹大歌舞伎
平成27年7月18日(土) グランドホール
昼の部 12:30開演 12:00開場
夜の部 16:30開演 16:00開場

強きをくじ弱きを助ける『河内山』。大胆不敵で憎めない主人公が繰り広げる爽快な河竹黙阿弥の人気作。世話物の代表作に中村橋之助が挑みます。後半は華やかで可憐な舞踊『藤娘』、艶情緒とリズムカルで軽妙なさが楽しい『芝奴』をご堪能下さい。

【全席指定】 一般一等席 7,000円二等席 5,000円三等席 3,000円
高齢者(65歳以上)/学生(大学生以下) 一般以外はひこね市文化プラザ窓口のみ。証明できるものをご持参ください。 ※未就学児入場不可
高齢者・障がい者・学生 一等席 6,700円二等席 4,700円三等席 2,700円

お問合せ先 **ひこね市文化プラザチケットセンター** ☎0749-27-5200
営業時間 / 9:00~19:00 月曜休館(月曜が祝日の場合、その翌日が休館) *チケットは全て税込価格
インターネットでもお買い求めいただけます。 検索 <http://bunpla.jp/>

健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

6月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
1歳6ヶ月健診	16日(火)	13:00~13:10	H25年10・11月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 歯ブラシ・コップ
女性がん検診	19日(金)	13:30~14:30	子宮頸ガン：20歳以上 乳がん：40歳以上 骨粗しょう症：40歳から70歳の5歳刻み年齢 申込みをしてください。 各検診先着50名までです。	受診票 健康手帳 検診料 子宮：1,000円 乳：1,000円 骨：500円
乳児健診4ヶ月	24日(水)	13:00~13:10	H27年2月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳 質問票
乳児健診10ヶ月	24日(水)	13:30~13:40	H26年8月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)
こころの健康相談	26日(金)	13:30~15:00	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

7月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
すこやか相談	6日(月)	9:30~11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
こころの健康相談	9日(木)	10:00~11:30	こころの健康状態に不安をお持ちの方 (予約制) 保健師が対応いたします。	特になし

問合先 保健福祉課 ☎ 38-3314 / 38-5151

ひとのうごき

< >内は前月との比較
H27.5.1 現在

	総人口		0~15歳未満	15歳以上 ~65歳未満	65歳以上
男	3,554	<-11>	493	2,144	917
女	3,902	<± 0>	462	2,152	1,288
合計	⑦ 7,456	<-11>	955	4,296	② 2,205
世帯数	2,578	<+ 5>	① ÷ ⑦ = 高齢化率 29.57% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

放射線量 5月の測定結果

測定日	測定時間	天候	放射線量
5月 1日(金)	午前9時	☀	0.080 μSv/h
5月 15日(金)	午前9時	☀	0.078 μSv/h

※ μSv/h (マイクロシーベルト/時)
測定場所：甲良町役場庁舎前 地上から約1m
測定の方法：3回測定し、その平均値を測定結果とする
測定機器：環境放射線モニタ (PA-1000)
(測定範囲：0.001 ~ 9.999 μSv/h)

2015年(平成27年)6月号 通巻第434号

発行/甲良町企画監理課
〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町大字在士353番地1
TEL.0749-38-5061
FAX.0749-38-5072
E-mail : kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は6月4日(木)・18日(木)

午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

- ①住民票 ②戸籍(婚姻・出生・死亡など) ③印鑑登録・証明など ④所得証明 ⑤評価証明 ⑥納税証明 ⑦各税金の納付

閉庁時間帯 (休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ
※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例) 免許証、パスポートなど

問合先 住民課 ☎38-5063 税務課 ☎38-5064